本書面では、公開用として、控訴人(訴えた人)を除き実名等の表示を赤字の括弧書きで変更しています。 人物や団体等の表記はこれまでのレポートと共通です。 黒字の部分は提出した控訴状そのままです。

(別紙)

平成19年(ネ)第185号損害賠償等控訴事件

(原審:東京地方裁判所平成 18年(ワ)第7583号損害賠償等請求事件)

尋問事項(証人(医師 K 氏名))

- 1 入院中、被控訴人 A や EAP 社らよりの報告内容を開示したか。
- 2 同報告内容について事実確認をしたか。
- 3 昼夜を問わず、マンションの窓、壁、洗濯機などが叩かれる、住居侵入及び車両侵入の痕跡が連日残される、脅迫言動が行われる、といった客観的証拠の存在する訴えは、医療により解決すべき、また、解決できる問題か。
- 4 上記行為等が連日行われる日常が、社会生活を平穏に過ごせる日常といえるか。
- 5 上記のような映像, 音声, コンピュータのログ等に残る客観的事実は 妄想か。
- 6 入院中、上記のような客観的記録やその具体的内容について問診を尽くし、確認を行ったか。
- 7 入院中、控訴人は、不眠、食欲不振等の不調を訴えていたか。
- 8 入院中、控訴人は、精神的ストレスを訴えていたか。
- 9 入院中、十分可能な問診が尽くされたといえるか。
- 10 当時の控訴人を妄想状態と断定できた根拠は何か。
- 11 投薬が必要と断定できた根拠は何か。
- 12 入院の必要性をどのように説明していたか。
- 13 説明したのであれば、どのように説明して同意を得ようとしたか。
- 14 診断根拠を妄想のみとする診断があり、同根拠が覆された場合、それ

でも診断は正しかったといえるか。

- 15 当時,原審準備書面(1)で示した移送に関する各種規範を知っていたか。
- 16 各種規範に違反し、各種規範から期待される十分な問診や確認が行われず、事情も明らかにされず、有形力をもって拉致され連行された控訴人が、自ら診察に訪れたといえるか。
- 17 控訴人に対する閉鎖病棟軟禁を継続し投薬する判断が、可能な問診や 検討を十分に尽くした、他に方法の無い最低限必要な判断であったとい えるか。
- 18 医療上の診断において、その判断の結果が客観的な患者の状況とずれているとき、また診断に合理性の無い場合には誤診があるとされるのが常識であるが、本件において、控訴人に対して下された診断は誤診ではないか。
- 19 その他、これらに関連する一切の事項。

以 上